様式第９

参考

○○共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

1. 武岡住宅（第三）ＰＦＩ導入可能性調査業務委託（以下「業務」という。）の受託

(2) 前号に付随する事業

　（名称）

第２条　当共同企業体は、○○共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、業務履行後３月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当企業体は、業務に係る請負契約の相手方とならなかった場合は、前項の規定にかかわらず、業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○市○○町○○番地

　　○○株式会社

○○市○○町○○番地

　　○○株式会社

　（代表構成員の名称）

第６条　当企業体は、○○株式会社代表取締役○○を代表構成員とする。

　（代表構成員の権限）

第７条　当企業体の代表構成員は、業務の履行に関し、発注者と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとし、業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　○○株式会社　　　　　○○％

　　○○株式会社　　　　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を斟酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の完了にあたるものとする。

　（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行（○○支店）とし、代表構成員の名義に

より設けられた預金口座によって取り引きするものとする。

　（決算）

第１２条　当企業体は、業務が完了したとき決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果、利益金を生じた場合は、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果、欠損金を生じた場合は、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち、業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合は、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、業務に瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとす

る。

○○株式会社及び○○株式会社は、上記のとおり○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　令和　　年　　月　　日

○○共同企業体

代表構成員

所在地　　　　　○○市○○町○○番地

名称　　　　　　○○株式会社

代表者　　　　　○○○○○　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　構成員

所在地　　　　　○○市○○町○○番地

名称　　　　　　○○株式会社

代表者　　　　　○○○○○　　　　　　印